

公益社団法人日本金属学会 フェロー規程

(規程の目的)

第1条 この法人の表彰・奨励事業のうち、フェローに係る事業の運用を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(賞の名称)

第2条 この表彰の名称は、日本金属学会フェローとする。
2 表彰の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第3条 この表彰の事業は、本会における継続的な活動を通じて、金属及びその関連材料分野で顕著な業績を上げた会員に対して、日本金属学会フェローの称号を授与し、本会を代表するにふさわしい会員として、自らが積極的に本会の事業に参画・活動して、本会の活性化に資することを目的とする。

(費用と収益)

第4条 この表彰の費用は、この法人の表彰・奨励事業収益で賄う。
2 前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。
3 前2項で費用を賄えない場合は、この法人の法人会計収益で賄う。
4 前3項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第5条 この表彰の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。
2 前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

(事業の運営組織)

第6条 この表彰の事業は、理事会の決議により、フェロー選考委員会を設置して運営する。
2 委員会の委員長は会長が、委員は理事およびフェローから選任する。
3 委員会の委員の構成及び委員の数並びに事業内容は、理事会で決議する。
4 この表彰の応募者と特別な利害関係がある者は、委員になることができない。

(委員会の業務の内容)

第7条 この表彰に係る業務は次のものとする。
(1) 募集に係る業務
(2) 選考に係る業務
(3) 授与に係る業務
(4) 結果の公表に係る業務

(対象・要件)

第8条 フェローの称号の対象となる者は、次の各号のいずれかを満たす会員であり、第14条に記載のフェローの責務を負える者であること。
(1) 学術上、科学技術上で顕著な業績を上げたもの。
(2) 教育、人材育成、啓発に顕著な貢献があったもの。
(3) 社会や本会の発展に顕著な貢献があったもの。
(4) 産業の発展に顕著な貢献があったもの。

(フェローの数)

第9条 フェローの人数は本会正員の1%を上限とする。

(募集)

第10条 フェローの推薦要領は、この法人の会報及びホームページに掲載する。

2 推薦は、フェロー、理事、代議員、支部長、各種委員会委員長、各分科委員長、維持員もしくは所属機関が異なる3名以上の正員による。

3 推薦にあたっては候補者本人の承諾を得る。承諾を得るに際し、その責務を果たすことおよび負うことのできる活動を確認する。

4 応募書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(審査)

第11条 フェローの選考は、第6条に定める委員会があたる。

2 選考の基準はフェロー規則に定める。

3 選考結果は、委員会が理事会に答申する。

4 理事会で、授与候補者を決定する。

(認定)

第12条 第11条4項において授与を決定した者に、この法人の春期講演大会時に開催される表彰式でフェローの称号を授与する。

2 授与者にはフェローの認定証書を贈呈する。

3 適切な候補者がいない場合は、その年度は授与しない。

(結果の公表)

第13条 この表彰の授与の結果は、この法人の会報及びホームページに掲載する。

2 掲載事項は、氏名および所属とする。

3 公表時期は、授与者が授与を承諾した後とする。

(責務)

第14条 フェローの称号を得た会員は、金属及びその関連材料分野を先導し、若手研究者・技術者の目標をなることを自覚し、当該分野の発展に一層寄与するとともに、本会の代表的会員として本会事業へ積極的に参画し、本会の目的の達成に率先して努力する責務を負うものとする。

2 フェローは次の各号のいずれかの活動を行なうものとする。活動に際しては、本会の謝礼規程および旅費支給規程に従って謝礼や旅費の支払を受けることができるものとする。

(1) 若手研究者および若手技術者への啓発

(2) 講演会・講座等の講師

(3) 技術相談

(4) 論文執筆相談

(5) 研究費申請相談

3 本会正員として会費を支払うものとする。

(期限)

第15条 フェローの任期は5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 フェローが本会会員でなくなったとき、あるいは名誉員や永年会員となった場合はフェローの称号を返上するものとする。

3 第 14 条に記載のフェローの責務を果たすことが困難等の理由で、本人から返上の申し出があったときは、理事会の承認を経てフェローの称号の返上を認めるものとする。

(事業の終了)

第 16 条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合その他これらに準じる事態が生じた場合には、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(委員会の関与)

第 17 条 この規程に疑義が生じた場合は、フェロー選考委員会で協議する。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第 19 条 この規程の運用に必要な事項は、委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 平成 29 年 2 月 3 日 制定、施行 (第 912 回理事会決議)
2. 平成 29 年 5 月 30 日 一部改訂 (第 915 回理事会決議)

平成 29 年 5 月 30 日改訂

	新	旧
第 3 条	この表彰の事業は、本会における継続的な活動を通じて、金属及びその関連材料分野で顕著な業績を上げた会員に対して、日本金属学会フェローの称号を授与し、本会を代表するにふさわしい会員として、自らが積極的に本会の事業に参画・活動して、本会の活性化に資することを目的とする。	この表彰の事業は、本会における継続的な活動を通じて、金属及びその関連材料分野の学術及び科学技術の発展に顕著な業績を上げた会員に対して、日本金属学会フェローの称号を授与し、本会を代表するにふさわしい会員として、自らが積極的に本会の事業に参画・活動して、本会の活性化に資することを目的とする。